

伊豆の国市立萑山小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1章 第2条「定義」》

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめは多くの子どもが入れ替わりながら、いじめる側やいじめられる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていく。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

（1）いじめの未然防止－健やかでたくましい心を育む－

子ども一人一人が、自分と他人を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていく。

（2）いじめの早期発見・早期対応

【早期発見】

- いじめの実態を把握するために、毎月末に児童対象の「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 年2回（7月、12月）の教育相談（児童との面談）により、児童から直接悩みなどを聞き、問題の早期発見に努める。
- けんかやふざけ等がいじめに発展することを念頭に置き、常に児童のサインに気を配る。
- スクールカウンセラーや養護教諭などと連携し、学校における相談機能の充実を図る。
- 学校全体で情報共有を図り、組織的に対応する。

【早期対応】

- 児童や保護者の訴え、教師の気づき等により、いじめを発見したときは、まず被害児童の安全を確保し、事実確認をする。
- 担任はいじめを確認したら、直ちに学年主任、生徒指導主任等に報告をし、適切な対応を模索する。
- 学年主任、生徒指導主任は、校長、教頭、主幹教諭に事実を報告し、今後の指導の方向や対応を確認する。
- 必要に応じて保護者にすぐに連絡し、いじめ解消に向けて協力を仰ぐ。
- 問題の及び範囲を正確に把握する。
- 被害児童の心のケアに努め、「一人ではない」ことを伝える。安全を十分に確保し、いじめがなくなった

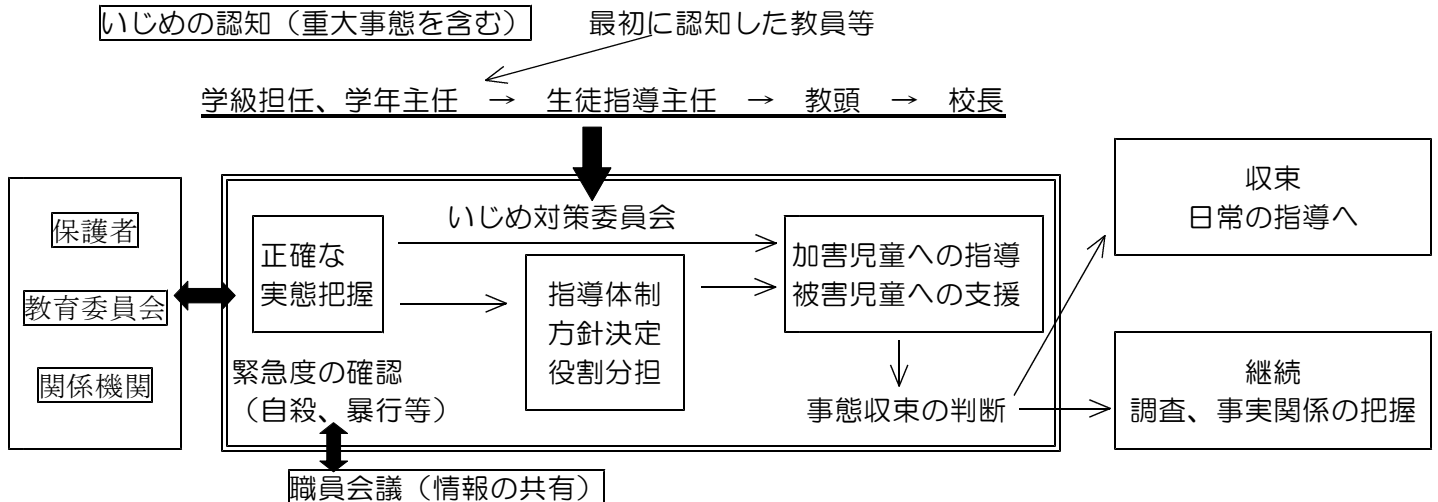
後も見届けていく。

- ・児童に命の大切さや善悪の判断などについて、継続して指導する。必要に応じて、児童へのカウンセリングを行う。(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育委員会・児童相談所・警察等関係機関との連携)
- ・いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを推進する。
- ・各学級、学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに務める。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置

- ・校内に「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて会を開く。校長が招集する。
- ・構成員…校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応、関係機関との連携等について検討する。

【緊急時の組織的対応】



(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・スマホ・ケータイ安全教室や総合的な学習の時間、学活を使って児童に、SNSやLINEの落とし穴、著作権、肖像権等の情報モラルを付けさせる指導の充実を図る。
- ・インターネットを利用して送信される情報の高度の流通性や、発信者の匿名性、インターネットで送信されている情報の特性を踏まえ、インターネット上でのいじめの防止やネットトラブルに対処できるよう、児童、保護者に向けた啓発活動や情報モラル研修会を定期的に行う。
- ・ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

(5) 関係機関との連携

- ・指導困難な場合、また犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察等と連携して対処する。
- ・日頃から、警察、児童相談所、伊豆医療福祉センター等の医療機関、田方教育会館教育相談室等の外部機関との連携を密にしておく。

第2 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ・いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神的疾患の発症等)
- ・いじめにより子どもが相当の期間学校を一定期間連続して欠席しているとき。
- ・子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったと申立てがあったとき。

- ・直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、事態への対処や同種の事態の防止にむけ、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・速やかに市教育委員会又はいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。また、必要に応じて、ためらわずに警察等関係諸機関に通報する。
- ・情報発信・報道対応は、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した提供を心がける。その際、市教育委員会と連携して対応に当たる。